

【英文契約書条文の要約例】

Article 31 – Waiver

Failure by either party to require performance by the other party or to claim a breach of any provision of this Agreement shall in no manner be deemed to be a waiver of such provision or right on any other occasion.

この条文は、「権利放棄」と呼ばれ最もわかりにくい条文の一つです。

こんな例をあげてご説明しましょう。

例えば、ある商品の支払期日が毎月末までに支払うことと定められており、Aさんが支払期日までに支払わなかったときは、Bさんは延滞利息を要求できると契約書に規定してあったとします。

でもAさんが支払期日までに支払いをしませんでした。しかしながら人の良いBさんは、「1回ぐらいは大目に見てあげよう。次回はきちんと払ってくれるだろう。」と期待して延滞利息を要求しなかったとします。こんなケースは良くあることですよ？

ですが、その期待を裏切って、Aさんはまた支払期日までに支払いをしませんでした。今度ばかりは頭にきたBさんは、延滞利息を支払うようAさんに要求しました。

ところがAさんの反応は意外なものでした。ぬけぬけとこう言ったのです。

「あなたは前回、延滞利息を要求できる権利があったのにもかかわらずその要求をしなかった。つまりその権利を放棄したのです。一端、権利放棄をしたならば、もはやあなたには延滞利息を要求できる権利はないのですよ。」

常識的に考えて非常におかしいことですが、英文の契約書には確かにこのような考え方はあるのです。よってそのようなAさんのおかしな主張を許さないために、1回権利行使をしなかったからといって、その権利を放棄した訳ではなく別の機会にまた行使できる、という定めをしたのがこの条文です。